

つながるモバイル 契約約款

(音声通話付き SIM サービス)

2025年6月1日版

つながるモバイル

第1章 総則

第1条（約款の適用）

1. つながるモバイル株式会社（以下「当社」といいます。）は、このつながるモバイル契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、音声通話付きSIMサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本サービスには、本約款のほか、重要事項説明書、料金表、特則、その他の個別規定（以下総称して「個別規定等」といいます。）が適用されます。
3. 本約款と個別規定等の内容に齟齬が生じた場合は、個別規定等が優先して適用されません。
4. 本約款は、契約者と当社との間の本サービス利用契約（以下「本契約」といいます。）の内容を構成します。

第2条（用語の定義）

本約款において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

1. 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいいます。
2. 「SIMカード」とは、本サービス提供のために当社が契約者に貸与するICカードをいいます。
3. 「音声通話サービス」とは、電気通信回線を用いて音声の送受信を行うサービスをいいます。
4. 「データ通信」とは、インターネット接続を目的とする通信をいいます。
5. 「料金月」とは、当社が定める暦月単位の課金期間をいいます。
6. 「提供中止」とは、保守、工事、災害その他やむを得ない事由により本サービスの提供を一時的に停止することをいいます。
7. 「提供停止」とは、契約者の債務不履行または約款違反等を理由として本サービスの提供を停止することをいいます。
8. 「福祉プラン」とは、当社が別途定める福祉特化型料金体系をいいます。
9. 「一般プラン」とは、通常の料金体系をいいます。

第3条（約款の変更）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合、本約款を変更することがあります。
 - (1) 変更が契約者の一般の利益に適合するとき。

- (2) 変更が本契約の目的に反せず、合理的な必要性があるとき。
2. 当社は、変更内容および効力発生日を当社 Web サイトその他適切な方法により周知します。
3. 効力発生日以後に契約者が本サービスを利用した場合、変更後の約款に同意したものとみなします。

第4条（サービスの変更または廃止）

1. 当社は、事業上の都合その他やむを得ない事由により、本サービスの全部または一部を変更または廃止することがあります。
2. 当社は、前項の場合、相当期間前に契約者へ通知します。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第2章 契約

第5条（契約の成立）

1. 本契約は、申込者の申込みに対し当社が承諾し、かつ法令に基づく本人確認が完了した時点で成立します。
2. 未成年者が申込みを行う場合は、親権者の同意を要します。

第6条（契約の拒絶）

当社は、次の場合には申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 過去に料金等の未払いがある場合
- (2) 虚偽申告があった場合
- (3) 反社会的勢力に該当する場合
- (4) 支払能力に重大な疑義がある場合
- (5) その他当社が不相当と判断した場合

第7条（名義変更および地位承継）

1. 当社の承諾なく契約者の名義変更を行うことはできません。
2. 契約者が死亡した場合、当社が事実を確認した時点で本契約は解除されます。
3. 未払債務は相続人に承継されます。

第 8 条（破産等による解除）

契約者について破産手続開始の申立てその他これに準ずる事由が生じた場合、当社は本契約を解除することがあります。

第 3 章 SIM カード

第 9 条（所有権）

SIM カードの所有権は当社に帰属します。

第 10 条（管理義務）

契約者は、善良なる管理者の注意をもって SIM カードを管理するものとします。

第 11 条（再発行）

紛失・破損時には、当社所定の手数料を支払うものとします。

第 12 条（返却）

契約終了時、契約者は SIM カードを速やかに返却するものとします。

第 4 章 提供中止等

第 13 条（提供中止）

当社は、設備保守、災害、通信輻輳その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの提供を中止することがあります。

第 14 条（提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 料金その他債務を支払期日までに支払わないとき
- (2) 他契約の料金を支払わないとき
- (3) 約款違反があるとき

(4) 不正利用があるとき

第5章 通信

第15条 (通信利用の制限)

1. 通信が著しく輻輳した場合、当社は通信時間または通信量を制限することがあります。
2. 災害その他緊急事態においては、公共の利益のため通信を優先的に取り扱うことがあります。
3. 動画再生、P2P等大量通信を行う場合、速度を制限することがあります。
4. 前各項による制限について、契約者は損害賠償を請求できません。

第6章 料金等

第16条 (利用料の支払義務)

1. 契約者は、提供開始日から終了日までの期間について、月額料金を支払うものとします。
2. 解約月の月額基本料金は満額発生し、日割計算は行いません。
3. 提供停止期間中も料金は発生します。

第17条 (支払不要条件)

当社の責めに帰すべき事由により、本サービスが24時間以上連続して全く利用できない場合、当該期間に相当する利用料を減額します。ただし、故意または重大な過失の場合を除き、月額料金相当額を上限とします。

第7章 支払条件特則

第18条 (福祉プラン)

1. 利用料金の支払期日は翌々月5日とします。
2. 支払確認ができない場合、20日をもって利用停止とします。
3. 停止後も支払いが確認できない場合、月末日をもって解除します。

第19条 (一般プラン)

1. 支払期日は翌月23日とします。
2. 支払確認ができない場合、10日をもって利用停止とします。

第 8 章 債権譲渡

当社は、本契約に基づく債権を第三者に譲渡できるものとし、契約者はあらかじめこれに同意します。

第 9 章 損害賠償

当社の責任は、月額料金相当額を上限とします。ただし故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第 10 章 個人情報

当社は、個人情報保護法および当社プライバシーポリシーに従い適切に管理します。

第 11 章 その他

第 20 条 (分離可能性)

本約款の一部が無効と判断された場合でも、その他の規定は有効に存続します。

第 21 条 (管轄)

福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条 (存続条項)

料金支払義務、損害賠償、債権譲渡、分離可能性の規定は契約終了後も有効に存続します。

別紙第 1 号

料金表（音声通話付き SIM サービス）

第 1 条（データプランおよび月額基本料金）

本サービスのデータプランおよび月額基本料金は、以下のとおりとします。

プラン名	データ容量	月額料金（税込）	備考
ちょこっとプラン	1GB	770 円	超過後最大 200kbps
しっかりプラン	5GB	1,320 円	テザリング・5G 対応
おすすめプラン	10GB	1,980 円	VoLTE 対応
たっぷりプラン	20GB	2,420 円	容量翌月繰越なし
がっつりプラン	30GB	2,970 円	制限時最大 1Mbps
まるごとプラン	50GB	4,070 円	大容量プラン

- データ容量超過後は、当社所定の通信速度に制限します。
- 余剰データ容量の翌月繰越は行いません。
- 月途中の利用開始または解約の場合であっても、月額料金は満額発生し、日割計算は行いません。

第 2 条（音声通話オプション）

契約者は、以下の音声通話オプションを追加することができます。

オプション名	内容	月額料金（税込）
ちょこっとコール	1 回 10 分以内の国内通話無料	990 円
まるっとコール	国内通話完全かけ放題	1,980 円
従量課金	国内通話 30 秒あたり 12 円	利用分課金
留守番電話	不在時メッセージ機能	330 円
キャッチホン	通話中着信通知	330 円

（補足）

- 無料対象時間を超過した通話は 30 秒あたり 12 円を請求します。
- 国際通話、ナビダイヤル等の特番は定額対象外とします。
- 月途中加入・解約でも月額料金は満額発生します。
- 利用停止期間中もオプション料金は発生します。

第 3 条（契約関連手数料）

手数料項目	金額 (税込)	備考
契約事務手数料	3,300 円	初回契約時のみ
SIM 再発行手数料	3,300 円	紛失・破損時
割賦販売手数料	なし	端末 24 回無利息分割可

※MNP 転出手数料は徴収しません。

第 4 条 (契約期間および解約金)

- 契約期間内に解約した場合、月額基本料金相当額を解約事務手数料として請求します。
- 契約満了後の解約については解約金は発生しません。
- 解約月の月額料金は満額請求とします。

別紙第2号

支払条件・利用停止・強制解約基準

第1条（支払期日）

1. 一般プラン

利用月：N月

引落日：N+1月23日

利用停止日：N+2月10日

強制解約日：N+2月末日

2. 福祉特化型プラン

利用月：N月

引落日：N+2月5日

利用停止日：N+2月20日

強制解約日：N+2月末日

第2条（利用停止）

1. 支払期日までに支払いが確認できない場合、当社は事前通知のうえサービスの全部または一部を停止します。
2. 利用停止期間中も月額料金およびオプション料金は発生します。
3. 停止後も未払いが解消されない場合、強制解約となることがあります。

第3条（強制解約）

1. 所定期日までに未払いが解消されない場合、当社は契約の全部または一部を解除します。
2. 強制解約時、未払い料金は直ちに一括請求します。
3. 強制解約後は再契約をお断りする場合があります。

第4条（解約申請）

契約者は当社所定の方法により解約申請を行うものとします。

- 利用月の20日までの申請：当月末解約

- 21日以降の申請：翌月末解約
- 解約月の料金は満額請求とします。

第5条（初期契約解除制度）

- 利用開始日を含む8日以内に書面で通知することで契約解除が可能です。
- 送料は当社負担とします。
- 利用料および契約事務手数料は契約者負担とします。

附則

2025年6月1日制定

2025年8月1日 別紙1 料金表（音声通話付きSIMサービス）
別紙2 支払条件・利用停止・強制解約基準